

Chapter.1 過去問で役立つその他の知識①



法人の種類【第17回 第1問・第7回 第1問】

過去問では、社労士試験では学習しない法律の知識(例:会社法)が必要になることがあります。ここでは、過去問演習で役立つその他の知識をまとめておきます。(今後、同じような視点での出題があるかも?)

◆ 公益財団法人とは? ◆

第17回 第1問 では、Y 社が『公益財団法人』として登場します。ここでは、『公益財団法人』がどのようなものなのかを解説しておきます。

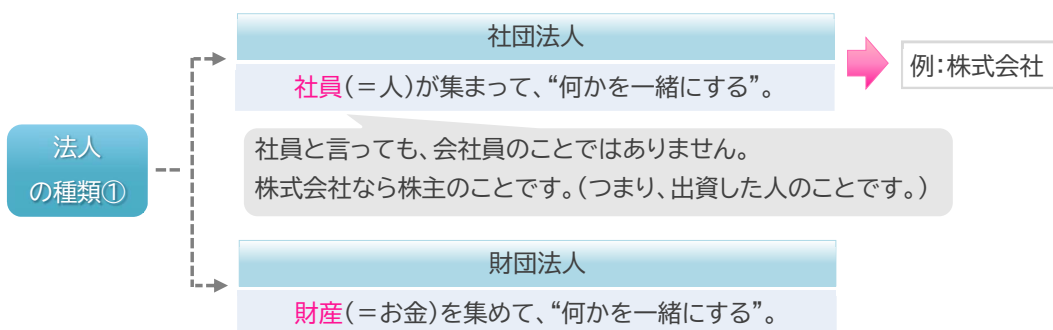


・Point 『法人』とは?

『法人』 = “**法律により作られた人**”というイメージ。(対義語は、“自然人”。生まれながらの“人”。)

⇒ 『権利能力』がある。(つまり、法人の名前で、契約等の行為ができるということ。)

『法人』の分類① : 『社団法人』と『財団法人』



『法人』の分類② : 『営利目的』と『非営利目的』

法人は、その目的が『営利目的』か『非営利目的』かに分かります。“**営利**”の法的な定義は、**構成員に利益を分配すること**です。(単に利益を追及するということではありません。) 例えば、上記で登場した株式会社は、社員(=株主)に利益を分配するので、『営利目的』の『社団法人』だと分かります。

この逆で『非営利目的』の『社団法人』は、『**一般社団法人**』と呼ばれます。また、『財団法人』には、『営利目的』の法人が存在しません。(そもそも、利益を分配する社員がいないためです。)

この『非営利目的』の『財団法人』は、『**一般財団法人**』と呼ばれます。



『法人』の分類②：『一般法人』と『公益法人』

一般法人（一般社団法人・一般財団法人）は、行政に申請し公益性が高いと**認定**されると、『公益法人』になることができます。『公益法人』は、税制の優遇措置などを受けることができます。



・Point 『公益財団法人』とは？

非営利目的の『財団法人』で、行政から公益性が高いと**認定**されたもの。

それぞれの具体例

- | | |
|------------------|--------------------|
| ・一般社団法人 … JASRAC | ・公益社団法人 … 観光協会 |
| ・一般財団法人 … 美術館 | ・公益財団法人 … 相撲協会、高野連 |

◆『指定管理者制度』と『業務委託』◆

地方公共団体が外部の力を借りる際には、『業務委託』と『指定管理者制度』という2つの方法があります。



・Point 『業務委託』と『指定管理者制度』

業務委託 【民法】

市役所等が行う業務の中から、清掃、警備、データ入力、コールセンター業務といった特定の“作業”を切り出して、民間事業者に依頼する方法。

指定管理者制度 【地方自治法】

図書館、公園、体育館といった“公の施設”の管理運営そのものを、民間事業者を『**指定**』して任せる方法。（市役所の庁舎などは公の施設に含まれない。）

？・疑問 『指定管理者制度』とは？

現在の『指定管理者制度』の前身である『管理委託制度』では、管理を委託できる団体が、公社や社会福祉法人等に限定されていました。しかし、そのままでは競争原理が働かず、民間企業の持つノウハウを利用することもできないため、小泉内閣において郵政民営化等と共に、民間企業にも管理を委託できる制度に改革が行われました。これが、『指定管理者制度』です。

業務委託との違い

『業務委託』は、あくまで地方公共団体に意思決定権限があるため、施設の管理において、施設の利用許可を出すことができません。しかし、『指定管理者制度』では、管理に関する権限を包括的に委任できるので、施設の利用許可の権限も委任が可能です。

『業務委託』とは異なり、利用料金の収入自体も『指定管理者』の収入となるため、『指定管理者』自身によるサービスの向上も期待できます。

指定期間

法律による指定期間の縛りはない。（自治体により異なり、通常：3～5年、10年以上の施設もあり。）

公募による入札

『業務委託』『指定管理者制度』共に、“公募”による募集が行われることが**原則**です。“公募”とは、民間企業を含めて広く一般から募集を行う、“募集方法”のことです。(その他に、あらかじめ複数の事業者を指名して競争させる“指名競争入札”や特定の事業者を選んでしまう“随意契約”という**例外**もあります。)
“公募”により募集した事業者が、条件を提示する“入札”を行うのですが、このときの“入札”にはいくつかの方法があります。

入札の種類

- ① 価格競争入札 … “価格”を競う。② 企画競争入札 … “企画”の内容を競う。
・現在、『業務委託』『指定管理者制度』共に、②の企画競争入札が主流。

“公募”・“入札”のそれぞれの場面において、事業者の“企業体質”に関する評価も行われることとなります。(法令を遵守している企業か、など)

特に、『指定管理者制度』では、地方公共団体の権限の多くを委任し、地方公共団体自身が、管理者の『**指定**』という行政処分を行うため、より厳格な審査が行われます。

参考 『指定管理者制度』の運用方法に関する通知

『指定管理者制度』では、総務省より運用方法に関する通知が発出されています。【平成 22 年 12 月 28 日総行経第 38 号】

この通知には、“指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあっても、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること”との記載があります。(簡単に言えば、お手本になるような事業者である必要がある、ということです。)

Point 第17回 第1問を解く際に必要な視点

Y 社は、行政庁から“公益性が高い”と“認定”を受けた『公益財団法人』であり、“労働法令を遵守することは当然”とされる『指定管理者』である。

⇒ Y 社の行為が、公益財団法人や指定管理者という公的な立場にふさわしいものであったか、という観点からその妥当性を検証すると、解答がしやすくなる。

【もう少し具体的に言うと…】

Y 社の行った無期転換ルール(5年)を回避する行為は、違法ではないかもしれないが、法の趣旨と照らし合わせたときに、上記のような立場の法人として妥当な行為であったのか、ということ。(さらには、業務委託による事業と指定管理者(5年)の事業は、そもそも別事業です。労働者の『期待権』(労契法 19 条2号)と共に検証してみましょう。)

つまり、“Y 社がどのような種類の法人なのか”という視点が、問題に解答する際の手助けになることがある、ということです。

※もちろん、必ずこの視点で解答しないと合格点を取れないというわけではありません。このような視点も持っておくと、解答に論理性を持たせるのに役立つ可能性がある、ということです。

◆ その他の『非営利』の『社団法人』『財団法人』◆

『非営利目的』の『社団法人』『財団法人』は、『一般社団法人』『一般財団法人』と呼ばれる、というお話をしてきましたが、実は例外(『特別法』のイメージ)がいくつか存在しています。つまり、他にも『非営利目的』の『社団法人』『財団法人』が存在している、ということです。聞き覚えがある具体例をみておきましょう。

NPO 法人

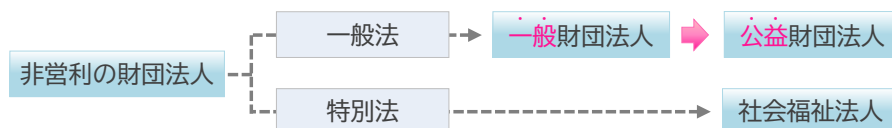
『NPO 法人』は、NPO 法により設立される、『非営利目的』の『社団法人』です。つまり、『一般社団法人』の特別法だと捉えるとわかりやすいです。NPO は Nonprofit Organization(非営利組織)を略したものです。元々、NPO という組織は、ボランティアグループや町内会、PTA など、法人格を持っていない団体(任意団体と言います)も含んだ概念です。これらの任意団体が NPO 法により認証を受け NPO 法人になると、『権利能力』を持つことになります。すると、その団体の名前で、契約等の行為や銀行口座を持つというようなことができるようになります、また社会的信用も生まれやすい、というメリットがあります。



『NPO 法人』にも公益性の高さで認定される『認定 NPO 法人』と呼ばれる認定制度があります。(『一般社団法人』に対する『公益社団法人』のイメージです。)『公益社団法人』と『認定 NPO 法人』の両者ともに税制上の優遇措置がありますが、優遇の内容が異なるため、将来的にどちらを目指すのかによって、『NPO 法人』『一般社団法人』のどちらを設立するのかを決めることになります。(途中で別制度に乗り換えることはできません。)

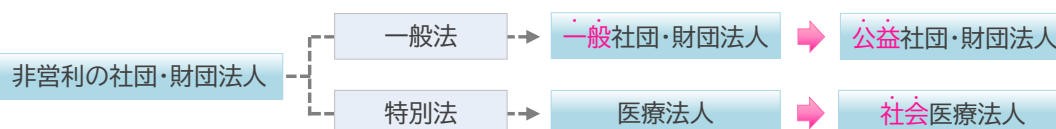
社会福祉法人

『社会福祉法人』は、社会福祉法に基づいて設立される、社会福祉事業を目的とする非営利の特別法人です。学問上の整理では『財団法人』(非営利)に近い形態を取っているため、『財団法人』に関する特別法のひとつだとイメージするとわかりやすくなります。設立にあたり、『公益性』に関するチェックがあるので、公益性の高さ、税制優遇という点で、『公益財団法人』に近い法人となります。



医療法人

『医療法人』は、『社団法人』『財団法人』の両方の形態が存在する法人(非営利)です。(医療法人社団・医療法人財団などと呼びます。)'医療法人』は、そのままだでも十分に公益性が高い法人ではありますが、より『公益性』が高いと認定された、『社会医療法人』という法人が存在しています。



『社会医療法人』は、へき地医療・災害時医療など、不採算になりやすいけれど公共性が高い医療を提供する代わりに、『公益性』が高いということで税制優遇を受けられる、という医療法人です。

◆ 疑問 ◆ 独立行政法人ってなに？

ここまで解説してきた法人は、『私法人』と呼ばれ、私人の設立行為によって設立された法人です。これ以外に、行政の事務を行うための『公法人』と呼ばれる法人があります。この『公法人』の代表例が『独立行政法人』です。(広義には、地方公共団体も『公法人』に含まれます。)

独立行政法人

本来、国・地方公共団体が行う『公益性』が高い事業で、民間には任せられないような事業を行うための、国・地方公共団体から“独立”した、行政を担う法人。

※元々は、省庁の事務やサービス部門を切り離す目的で作られた制度でした。

※もちろんですが、労働者には労働基準法・労働契約法が適用されます。

◆ 疑問 ◆ 第三セクターってなに？

『第三セクター』は、第7回の過去問で登場します。(法律に規定されているものではありません。)

第三セクター

国・地方公共団体(第一セクター)と民間企業(第二セクター)との共同出資で、『公益性』が高い事業を行う法人のことを『第三セクター』と言います。

法人の形態は、『一般社団法人』・『一般財団法人』、また会社法法人(株式会社・合同会社など)です。



・Point 第7回 第1問を解く際に必要な視点

Y 財団法人は、国・地方公共団体からも出資が行われている“公益性が高い”『第三セクター』であり、そのような企業がセクハラに対して厳罰の方針をとることは妥当であると考えられます。(もし、国や地方公共団体が、セクハラに対して有耶無耶な対応をしていたら、国民の信頼を著しく損ない、社会全体の規範意識も低下させてしまいますよね。)

その上で、X がセクハラを否定していることや過去の処分との整合性など、懲戒処分の中でも懲戒解雇という一番重い処分が妥当なのかを検討する必要がある、ということです。



・まとめ 法人の『公益性』で必要な視点

- ・『公益性』が高い法人が、“法の趣旨に則った対応”をしていない。
⇒ その法人に不利な事実のひとつとして考えることができる。(第17回)
- ・『公益性』が高い法人が、“法の趣旨に則った対応”をしている。
⇒ その法人に有利な事実のひとつとして考えることができる。(第7回)
※ただしこれは、『公益性』が高い法人には当たり前の対応です。

⚠ ・注意点 『一般社団法人』・『一般財団法人』の略称

一般に、『一般社団法人』・『一般財団法人』を、『社団法人』・『財団法人』と略すことがありますが、この資料では、『社団法人』・『財団法人』という言葉を用いて学問上の分類(P.1)として区別して用いています。